

茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画の体系

1 主たる目的

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。	(2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
-----------------------------------	----------------------------------

2 行動計画の主要6項目 ※上記の目的を達成するため、国の行動計画に準じ、具体的な対策を次の6項目に分けて立案

a 実施体制	b サーベイランス・情報収集	c 情報提供・共有	d 予防・まん延防止	e 医療	f 県民生活及び県民経済の安定の確保
--------	----------------	-----------	------------	------	--------------------

3 発生段階 ※国の発生段階を参考に、県内の発生段階を次の6段階に区分。下線は本県独自に設定した段階

①未発生期：新型インフルエンザ等が発生していない状態	④県内発生早期：県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
②海外発生期：海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	⑤県内感染期：患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む）
③国内発生期（県内未発生期）：国内で患者が発生しているが、県内では発生していない状態	⑥小康期：県内において患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態

4 各発生段階における主な対策 ※a～fの項目は上記2の主要6項目に対応。太字は今回の改定による追加・変更。下線は本県独自の取組み。網掛けは緊急事態宣言時の措置

発生段階	主な対策	備考
①未発生期 →発生に備えた準備、情報収集	a 行動計画等の作成 a 訓練の実施 b 平時よりインフルエンザのサーベイランスを実施 ※1 b 厚労省等を通じ国内外の情報等を収集 (②～⑥の発生段階でも同様) d 特定接種・住民接種の体制整備 d 個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等）の普及 e 入院病床や重症患者のための医療設備・医療資器材など医療提供体制の整備 e 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 e 医療機関、医師会等関係機関との連携強化 e 重症化しやすい小児や妊婦、人工透析患者の医療体制等について、小児科医会、産婦人科医会、人工透析談話会等と協議のうえ、対応策を構築	※1：サーベイランスにより、本県において初発患者が発見された場合は、感染症指定医療機関等において患者の入院措置・治療を行うとともに、直ちに「④県内発生早期」の措置を講ずる。
②海外発生期 →国内発生に備えた体制整備、国内発生を遅らせるとともに早期発見に努める	a 茨城県新型インフルエンザ等対策本部等を設置 (③～⑥の発生段階で継続) ※2 b 患者・入院患者の全数把握、学校等の集団発生の把握を強化 ※3 c 「コールセンター」を設置、市町村にも設置を依頼 d 国と協力し「水際対策」を実施（保健所による健康監視） ※4 d 特定接種の開始 (③の発生段階でも同様) e 感染症指定医療機関等に「帰国者・接触者外来」を設置 e 県庁・保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置 e 「入院治療協力医療機関」に対し受入れ準備を要請 f 職場における感染対策準備の要請	※2：政府対策本部が設置されたときに設置 ※3：患者数が増加し、全数把握が困難になった段階で中止 ※4：患者数が増加し、効果が認められなくなった段階で措置を縮小
③国内発生期(県内未発生期) →県内発生に備えた体制整備、県内発生を遅らせるとともに早期発見に努める	a 二次保健医療圏等を単位とした対策会議の開催 (④～⑤の発生段階でも同様) c. e 「コールセンター」及び「帰国者・接触者相談センター」の24時間対応など機能強化 d 患者への対応（治療・隔離）や濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）の準備 e 「帰国者・接触者外来」「入院治療協力医療機関」での診療・入院体制を継続 f 事業者に対し従業員の健康管理の徹底を要請 (④～⑤の発生段階でも同様) f 消費者としての適切な行動の呼びかけ・事業者に買占め売り惜しみが生じないように要請 (④～⑤の発生段階でも同様) f 混乱に乗じた犯罪の予防・取締りの徹底 (④～⑤の発生段階でも同様)	※5：県内感染期には24時間体制等の緩和。小康期には中止 ※6：弱毒性等の場合には、一部の措置は行わない。
④県内発生早期 →感染拡大防止、適切な医療提供、感染拡大に備えた体制整備	b 本県の発生が国内でも早期にあたる場合は、国と協力し情報収集・分析 c 「コールセンター」の継続 ※5 d 県内での感染拡大防止策を開始 (患者や濃厚接触者等への対応。住民等に対し個人レベルの感染対策を勧奨。学校等への臨時休業等要請) ※6 d 不要不急の外出の自粛要請・学校等の施設の使用制限要請 (⑤の発生段階でも同様) e 「帰国者・接触者外来」「入院治療協力医療機関」での診療・入院体制の継続、「帰国者・接触者相談センター」の継続 ※7 f 緊急物資の運送 (⑤の発生段階でも同様) f 生活関連物資の価格の安定 (⑤の発生段階でも同様)	※7：県内発生早期においても、必要に応じ一般医療機関での対応に切り替える。この場合には「帰国者・接触者相談センター」も業務を中止
⑤県内感染期 →医療体制の維持、健康被害や県民生活・県民経済への影響を最小限に抑える	d 県内での感染拡大防止策の実施（個人レベルの感染対策を強く勧奨） ※8 e 一般医療機関での診療に切り替え e 重症患者のみ入院としそれ以外は自宅療養 e 市場流通分の抗ウイルス薬が不足する場合は備蓄分を放出 e 臨時の医療施設の設置 f 物資の売渡しの要請 f 市町村に対し火葬炉の稼働・遺体安置場所の確保を要請	※8：県内感染期初期には積極的に実施。小康期には中止 ※9：政府対策本部が廃止されたときに廃止
⑥小康期 →県民生活・県民経済の回復、第二波への準備	a 各段階における対策を評価、必要に応じ見直し a 対策本部を廃止 ※9 b 再流行に備え学校等の集団発生の把握を強化 c 第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供 e 通常の医療体制に戻し不足している医薬品や医療資器材を確保 f 事業者に対し業務を再開して差し支えない旨を周知	